

午庵道鏞の天桂批判

— 午庵の訴状をめぐつて —

志 部 憲

はじめに

江戸期に活躍した天桂伝尊（一六四八～一七三五）が開創した退藏峰陽松庵（大阪府池田市吉田町）に「道鏞滅板願の裁断」と題する文書⁽¹⁾が残されている。これは正山の法孫午庵道鏞（一七〇一～？）が、天桂の刊行した『報恩編』・『海水一滴』や万回一線（？）一七五六）の刊行した『証道歌直截』等の版木の廃棄を寺社奉行所に訴えた事に対する最終裁決である。結果的には、絶版の沙汰は出されなかつたが、曹洞宗寺院に対し以後道元禪師の編輯した著作に関する誹謗や出版、あるいは講演等の禁止⁽²⁾が言い渡されている。全文を掲げてみよう。

道鏞滅板願之截断

紀州道鏞申立候証道歌直截・報恩編・海水一滴絶板願之義ニ

付、先永平寺并三寺様寄書付逐一覽候処、双方尤之内差当り三寺之了簡絶板ニ不及之旨、穩ニ相聞候。乍去道鏞申所者宗旨

を重し元祖道元儀尊ヒ候心底殊勝ニ候。尤曹洞宗之僧侶として元祖道元之見解誤之義有之候共、一宗ニおるてハ相互ニ猥シ申間數事ニ候。增而板行ニ致し世間江其違を申弘候義不可然事ニ候間、向後道元編集物之誹謗板行ハ勿論講演等之義も相慎候様ニ、三寺ヨリ配下之僧侶江触聞セ可然候。已上二月道鏞は寺社奉行所へ訴える以前に、当時の規則として先ず支配の閏三刹へ何度か訴状を提出⁽³⁾している。ところが閏三刹が取り上げなかつた為に寺社奉行所へ決着を求めたのである。これら、幾つかの訴訟願書の写しは『道鏞魔子晉訟願』⁽⁴⁾の表題で一冊に纏められ、付録に面山瑞方著『正法眼藏闡邪訣』が収められる。この資料は上記の大坂池田市の陽松庵に所蔵される。また曹洞宗全書刊行会が複写し、駒沢大学図書館にも所蔵（駒大図書一〇九一W52）される。

この『道鏞魔子晉訟願』の構成内容は以下の五つの文書に分かれている。タイトルと末尾の記録を示してみよう。「1.御

奉行所江差上候道鏞願書写」（尾²元文四未年（一七三九）正月
紀州名草郡岡田村薬師堂 花藥庵 道鏞 寺社奉行所「宛」）・
「2.願書再要文 天桂不知正法眼藏由来之事」（尾²御三寺
道鏞）・「3.タイトル不明」（尾²余條々別録一卷
并呈之 元文三年戊午四月 紀州名草郡岡田村花藥庵 道
鏞）・「4.別訂」（尾²元文三年戊午四月）・「5.願書別呈要領」

（尾²元文三年戊午七月 紀州名草郡——重奉呈 関東御三寺
御役局足下）。

この道鏞の一連の訴訟資料は、当時の幕府及び大僧録としての閑三刹による宗教統制の一面や過激な嗣法論争を示す好資料といえる。

道鏞は「絶板願」という厳しい処置を求めた訳であるが、既に当時の宗門に絶板の先例があつた。それは独菴玄光（一六三〇—一六九八）門下の石雲融仙（一六七七—？）が享保四年（一七一九）に『叢林薬樹⁵』を刊行したが、何故か絶板を命じられた例である。この点について道鏞は訴訟願書の中で「享

保己亥年、玄光門下、瑞門・融仙二人書ヲ著シ、永平ノ戒法ト、広録ト、正法眼藏ヲ破シ、面授面稟ヲ妄談トス。故ニ京都二條ノ奉行所²ニテ、其版ヲ焚毀セラル」「道鏞魔子菅訴願」と述べている。『叢林薬樹』は卍山（一六三六—一七一五）著『対客閑話』（一七一五年刊）の禪戒に関する説示、十一項目を取り上げ、謬説として厳しく批判している。道鏞はこの『叢

林薬樹』の板木が京都奉行所において焼却処分された例を挙げて、天桂の『報恩編』『海水一滴』や万回一線の『証道歌直截』等の絶板を寺社奉行所に訴えているのである。⁸

江戸期以降卍山を頂点とする卍山系統と天桂を頂点とする天桂系統は嗣法論を中心とした激しい宗義論争を展開した。その論争は宗学の各分野に少なからず影響を与えたと言われる。近年卍山系統と天桂系統を宗学の二大潮流（鏡島元隆著『道元禪師とその門流』六七頁参照）とする見方も唱えられている。当時の訴訟も、相手方は当然弁明・陳述の機会を得ることができた。この道鏞の訴訟に対し、天桂側の反論資料がやはり大阪陽松庵に残されている。この道鏞の『道鏞魔子菅訴願』及び天桂側の弁明を検討すれば、両者の嗣法観の相違がより一層明確になるとと思われる。今回は先ず道鏞の訴訟願書を中心に検討してみたい。

一 論争の背景

曹洞宗では中世以来、依院易師という嗣法の弊害が生じた為、江戸期になり、その弊害を革めようとして、所謂る宗統復古運動（一七〇三年成就）が起こっている。依院易師とは他派の寺院へ移転する場合、以前の嗣法を捨て、無嗣法の人となり、その寺院に伝わる開山法を新たに嗣ぐというもので、中世洞門の発展段階で生じた嗣法觀である。これはその寺院

の開山法を重視したもので、法が寺院を介在して相続される

という意味で伽藍法⁽⁹⁾と呼ばれる。但しこの伽藍法は他派寺院へ移転の場合、その度に嗣法を変更する制度であり、多師乱証の弊害を生じた。しかも、貞享三年（一六八六）に閏三刹から曹洞宗寺院宛出された法度⁽¹⁰⁾には、この伽藍法の遵守が明記されたのである。

この伽藍法に対し師資面授・一師印証を旗印に曹洞宗開祖・道元禅師の嗣法觀に戻そうとする運動が起こつた。これは法が人から人へと相続されると言うもので、人法と呼ばれる。この運動は独菴玄光・梅峰竺信（一六三三～一七〇七）・円山道白等によつて起こされたもので、宗統復古運動⁽¹¹⁾と呼ばれる。前述した通り、この運動の背景には貞享三年に閏三刹から曹洞宗寺院へ出された法度が大きく影響したと考えられる。この法度には依院易師の土台となつた伽藍法が明確に法制化されていたのである。宗統復古運動はこの貞享三年度法度撤廃運動の一面があつたと推測できるのである。

この宗統復古運動は宗侶一人一人に關係する大事な嗣法問題であり、曹洞宗全体を巻き込んだ一大訴訟事件となつた。

鏡島元隆著『道元禅師とその門流』（一二五頁）によれば、運動の是非を廻つて伽藍相続方と一師印証方に別れて、大きな論争が生まれたと言われる。また、この運動を契機として、道元禅師の思想の再確認をする作業が進めら、その結果宗学

の各分野で研究が発達した。⁽¹²⁾

さて当時の嗣法論争は大きく二つの時期に分けて考えることができる。一期目は運動の展開中に生じたもので、その運動の是非を廻る論争。つまり改革派が主張する「一師印証」が是か、または中世以来継続してきた「伽藍相続」が是なかといった論争。二期目は宗統復古運動成就以後に起きた「一師印証・面授嗣法」の理解・解釈を廻る論争。この二つの論争に分けられる。今回取り上げた道鏞の天桂批判は二期目の論争で、運動成就以後に展開された「一師印証・面授嗣法」の理解・解釈を廻る論争に属する。論争の背景を明瞭にする為に嗣法論争を簡単に図示してみよう。

(a) 貞享三年（一六八六） 伽藍法の法制化

(b) 元禄一六年（一七〇三）

宗統復古運動成就（伽藍法対人法の論争） 第一期論争は官裁によって終結

(c) 正徳元年（一七一二）

洞門衣枷集刊（円山の嗣法論・禅戒論等）

(d) 正徳五年（一七一五）

対客閑話刊（円山の禅戒論等）

(e) 享保六年（一七二二）

報恩編刊（天桂による円山の嗣法論批判） 第二期論争開始

(f) 享保七年（一七二二）

正法眼蔵開板禁止令
天桂の正法眼蔵開板願（寺社奉行所より却下）

- (g) 享保一〇年（一七二五） 海水一滴刊
 (h) 享保一四年（一七二九） 正法眼藏弁註完成
 (i) 享保一〇年（一七三五） 天桂示寂
 (j) 元文三年（一七三八）

『道鏞魔子嘗訟願』（証道歌直截・海水一滴・報恩編の減板願い）

- (k) 年月日不明

天桂側陳状（天桂法孫による天桂弁護）
 減板に関する裁断（減板は不必要。但し已後道元編輯物之誹謗板行は勿論講演等之義も相慎候様にと裁断）

- (l) 年月日不明

前述した通り、江戸期の嗣法論争は宗統復古運動の是非をめぐる論争（第一期目）と運動成就（元禄十六年・一七〇三）

以後展開された「一師印証・面授嗣法」の理解・解釈を廻る論争（第二期目）に大別できる。天桂系統と卍山系統の応酬は「一師印証・面授嗣法」をめぐる論争で二期目に属する。

何故卍山系統の道鏞が寺社奉行所まで天桂及び万回を訴えたのか。それには大きな理由があつた。天桂が卍山の嗣法論に問題がありとして門下達に痛烈な批判的講義を展開していったからである。道鏞の訴訟はこの批判的講義への対抗処置であった。

道鏞によれば後述するように元禄十六年の宗統復古成就時

に出された法度を約三十年間、誰も問題とする者はなかつたとされる。しかし天桂という者が現れこの嗣法問題を議論し出したと述べている。それでは何故天桂は元禄十六年に一応官裁によって決着した嗣法問題を再燃させたのであらうか。まず天桂の宗統復古運動に対する評価を検討してみよう。

洞門の一大訴訟事件であつた宗統復古運動は天桂より少し先輩であつた独菴玄光・梅峰竺信・卍山道白等によつて推進され、上記の如く元禄十六年に官裁の形で成就した。この時天桂は阿波の丈六寺（現徳島県徳島市丈六町丈領）の住持であり、運動に関しては傍観者に過ぎなかつた。天桂の運動に対する評価を『天桂和尚年譜』（『曹洞宗全書』史伝下、元禄十六年癸未の項・原漢文）に窺つてみよう。

秋八月、台命あり、一嗣改換無きの條約を降す。両本山三僧司、令を領じて海内に宣布す（蓋し梅卍二師の憂訴の靈に因るとなり）。而かして師は固より自から守て、流弊に墮せずと雖も、毎に滔々たる天下皆易師乱統の弊に陥ることを憂えること久し。故を以て感戴慶幸して止むこと無し。然れども此の時に当りて、或は宗門の師学一師面受の宗旨を錯会する者還た少なからず云々。

まず天桂は中世以来の依院易師の弊害の改正に賛意を示している。ところがこの『年譜』の「宗門の師学一師面受の宗旨を錯会する者、還た少なからず云々」以下の文は省略した

が、そこには、時間・空間を超えた「面授嗣法」を肯定する視点から、六祖慧能（六二八—七一三）の下で悟つたとされる慧明（生没年不詳）と五祖弘忍（六〇一—六七四）の嗣法及び時代を隔てた投子義青（一〇三一—一〇八三）と大陽警玄（九四三—一〇二七）の嗣法が否定されている。この天桂が挙げた「慧明と五祖弘忍」及び「投子と大陽警玄」の嗣法は卍山等の経験を重んじる師資面授・一師印証からは認められない主張である。このように天桂は既に宗統復古成就の時点から卍山¹³等の師資面授・一師印証の嗣法觀に批判的な目を向けていたと推測できる。

また天桂著『面授・弁註』（『正法眼藏蒐書大成』卷十五、二五八頁、以下『弁註』は頁数のみ記し、漢文は書き下す）には次のように示される。

又聞ク或師扶宗功ヲ樹テル者ノ三ツ。其ノ第一ニ洞門年久クシテ嗣法ノ「規則」真ヲ失イ院ニ因テ師ヲ易ルノ弊、官ニ訴ヘ、新ニ釣命ヲ降シ古ニ復シテ施行ス。此ノ日ヤ、再ビ永平ノ児孫ヲシテ慧命相続セシムト。アア久ク洞門嗣法ノ規則真ヲ失ウコトヲ憂イ、老ヲ忘レ東遊シテ客舎ニ寓止スルハ、已ニ四載ト。其ノ時ニ当リ、永平總持両本寺及可睡齋、閔三僧カラザルノ釣命下シ賜テ、其ノ旧弊ヲ革ルトキハ或師等モ亦タ些々ノ功業無シトハ道ワズ。

ここでも、『天桂和尚年譜』同様、一面では卍山等の運動の功績を一応認めながら、これに続く文章では厳しい卍山批判を展開している。

然リト雖モ一ビ某ノ院ニ住シ、某ノ師ヲ易エシメザルノミノ功業ヲ以テ之ヲ永平ノ真宗一師印証ノ正伝ノ家訓ニ復スコトヲ得ト謂ウ者ハ円鑿方枘カ。此レハ是レ永平ノ權乘師資面授不易ノ行儀ヲ復スル者ナリ。然ルニ之ヲ真宗ト謂イ、之ヲ印証ト謂テ幾許ノ癡人ヲカ愚弄シ来ル。印証トハ印可証明ノ義ニシテ一念信解現仮知見ノ者ニ非ザルヨリハ、争デカ此ノ事有ラン。夫ノ人ヲシテ悟ラシムルコト能ワズ、但ダ能ク一師面授ノ正軌ニ由ラシムルノミト言ウガ如キハ、箇ノ什麼ヲカ印可シ、箇ノ什麼ヲカ証明センヤ。將夕其ノ儀軌ヲ印可スルカ。將夕其ノ未悟ヲ証明スルカ云々。

ここには明確な卍山批判が示されている。今日天桂と卍山の嗣法觀の相違は天桂の内容主義、卍山の形式主義と評され¹⁴る。天桂も傍線部分の如く「是レ永平ノ權乘師資面授不易ノ行儀ヲ復スル者ナリ」と述べ、卍山等の復古は形式的嗣法の復古であるとした。運動によつて依院易師の弊害が形の上で改善されたに過ぎないとし、これを道元禪師の嗣法觀である「或師（卍山）一師印証嗣法本旨ヲ錯解シテ、愁（なまじい）ニ相似ノ説ヲ為シテ、無智ノ者ヲ誤惑ス」（『嗣書・弁註』三一

一頁)に代表されるように卍山の嗣法觀に問題があると指摘しているのである。以上の如く天桂は運動の成就自体は認めているが、卍山の嗣法觀を批判しているのである。

天桂畢生の書である『正法眼藏弁註』(以下『弁註』と略す)の完成は享保十四年(一七二九)で、天桂八十二歳の時である。これ以前の正徳元年(一七一一)に卍山の嗣法論及び禪戒論を中心とした『洞門衣枷集』が刊行され、また正徳五年(一七一五)に卍山の禪戒論を示した『対客閑話』が刊行されている。

天桂の『弁註』撰述の目的は上記『洞門衣枷集』及び『対客閑話』における卍山の嗣法論を批判し、是正するためであつたといわれる。それは天桂の『眼藏』研究が嗣法論を中心とした「面授」「嗣書」「授記」の各巻から開始され、しかも卍山批判を軸として論が展開されていることにも一致する。卍山は嗣法論の論拠として『眼藏』本文を引用した。その結果天桂も卍山批判をする為にはどうしても『眼藏』研究が必要であつたとされる。

さて天桂はこの『弁註』撰述以前の享保六年(一七二二)に『報恩編』を刊行、さらに享保十年(一七二五)に『註法寶壇經海水一滴』(以下『海水一滴』)を刊行している。この両書には『眼藏』本文に疑問を呈示した箇所等があり、道鑄はこれを邪書・邪説の根拠として滅板願いを閔三刹・寺社奉行へ提

出したのである。ただし天桂の卍山批判は殆ど『弁註』に示されており、道鑄の本当の狙いは『弁註』刊行阻止であったた可能性もある。⁽¹⁶⁾ 卍山の法孫である道鑄の役目は卍山等の努力で元禄十六年に幕府により認められた一師印証・面授嗣法の御條目の守護であり、また卍山の弁護であつた。御條目守護と卍山を擁護する為にはどうしても官権力が必要であった。その為の滅板願いと考えられる。以上何故道鑄が訴状を閔三刹や寺社奉行へ提出したのか、その理由を推測した。

二 「御奉行所江差上候道鑄願書写」について

今回のサブタイトル「牛庵の訴状をめぐって」とは図資料の(j)『道鑄魔子菅訟願』全体を指す。これは主に万回一線の『証道歌直截』と天桂の『報恩編』・『海水一滴』を批判し、その減板を寺社奉行所に訴えたものである。既に『道鑄魔子菅訟願』中の訴訟資料「1.御奉行所江差上候道鑄願書写」が河村孝道氏によつて『正法眼藏蒐書大成』の「月報」に全文翻刻紹介されている。この寺社奉行所に提出された「滅板願」には、訴状全体の概略が述べられている。再度訴状を掲載してみよう。

乍恐以書付御訴申上邪書滅板邪説禁制被仰付被下候様ニ
奉願御裁断候事

一、近年、天桂・一線与申曹洞宗之兩僧、過分ニ名利・世譽を求メ邪見驕慢毒惡之情識を以て正を仮り、邪を助け、和漢古今書物に就て前後に邪書を作り、開板いたし、世間に流布仕候。其書中之趣、御公儀御代代之御条目之公明を掩ヒ、万代不易之制禁を破り、一宗開山道元和尚所伝之根本、一師印証・面授嗣法之宗旨、永平・總持両本寺、関東三寺之掟を違犯仕り、殊更開山之秘書正法眼藏を滅却仕、古來之御真筆九十五巻、永平寺其外古跡之寺院ニ有之候を、天桂我儘に抜キ指シいたし、道元四代之法孫義雲和尚六十篇之頌古・着語に泥ミ深意を錯る。己が邪義之証拠に申成シ、『弁註』と申仮名がき之鈔を作り、祖意を失て様々新義に奇怪之法を説キ、類講釈仕、彼寺之藏板にいたし大勢之徒党を結び、天桂と同道に御条目を破り、開山之宗義を欺き、両本寺之掟を犯し、一宗之諸人を惑乱仕り、橋慢無実之妄義を以て正法を破壊仕候。依之拙僧一旨不肖ながら骨髓に徹し歎ケ敷奉存、不得止去午ノ年四月中旬より関東三寺工御訴申上、彼書物御吟味之上、御公儀御旧例を以て不残滅板被仰付一宗ニ重而御國法違犯之者無之、開山の正法永仰キ両本寺の掟相立、諸人之恵命御助被下候様ニと只管奉希候而、①両僧板行邪書之内、邪説邪解修行・坐禪・戒律之仏制に背キ、却而放逸解怠を以て頓理活達之作略と紛ラかし、人欲之得手に引入レ、愚人惑ハシ、利養之勝手に能ク諸事心易キ方方に被成候故、老若ともに聞習ひ見習ひ骨髓に面白がり申事、恐者前代未聞ニ御座候。且又、和漢御一同之官板大藏經之中ニおひて、六祖壇經と申書をも所々我儘に文義を削り、私説を申立開板仕候。最初板行之節、書物屋仲ケ間異論ニ及、京二条之御吟味ニ而御取上ケ

被成候を、天桂亦題号斗を書キ替板行仕、即海水一滴与申候而五卷流布仕候。又、報恩編与申書三巻を作り、和漢之古人を誹謗し、剩ヘ宗門室中仏祖伝來之嗣書血脉合血等之事をも、たとへ開山之真筆ニ而も、天桂は全ク肯がハズ、怪説なりと申立、道元和尚之家訓に違背仕候。天桂死後、無程予州より一線と申僧、永嘉証道歌之直截とて註釈之様成書物二巻を作り、三年以前己春、御府内ニ而版行いたし、駒込吉祥寺ニ而講釈仕、彼寺之藏板にいたし大勢之徒党を結び、天桂と同道に御条目を破り、開山之宗義を欺き、両本寺之掟を犯し、一宗之諸人を惑乱仕り、橋慢無実之妄義を以て正法を破壊仕候。依之拙僧一旨不肖ながら骨髓に徹し歎ケ敷奉存、不得止去午ノ年四月中旬より関東三寺工御訴申上、彼書物御吟味之上、御公儀御旧例を以て不残滅板被仰付一宗ニ重而御國法違犯之者無之、開山の正法永仰キ両本寺の掟相立、諸人之恵命御助被下候様ニと只管奉希候而、①両僧板行邪書之内、邪説邪解大概・弁析を書立、願書別訂要文与申四巻迄段々拙僧方より三箇寺工差上申候得共、添簡迄モ被差戻、表立御取上も無之、彼是及延引候。尤去九月下旬より極月十六日迄始終三四度も内分而其方願而彼書有潰ニも可致哉与被仰聞候。又其以後之仰ニ者天桂已に死後之事也。一線と者対決無之、片吟味ニ者難成旨被仰聞候。拙僧申上候者、彼が書意者御政道ニ背キ宗義に差ひ候事者乍恐拙僧書付之表ニ大概申上候。若御法式に

拘へらず宗旨之家訓ニも構無之、私分上瓦格之出入ニ候ハバ
対論を願可申上候得共、忝も御国制と申、祖訓と申不易之定
法ニ付対論を望候而者、上を侮り祖師を輕し申事、所対論者
得仕間敷与申切、其後者ハ出席も不仕候。尤拙僧委細ニ書上
候趣与彼書と熟読対照被成下候ハバ、御政道ニ違犯之旨、公
私の道理黑白分明と乍惶奉存候得共、片御吟味之筋ニも有可
間敷様ニ奉存候。箇様之事共ニ而拙僧本望、今ニ相違シ不申。
最早貧僧永々在府托鉢之生涯も此節ニ至甚困窮難儀の仕合ニ
御座候。然共一時之權勢に伏し万世護法之志願を拾可申道理
無御座候へ者、此度不奉顧惶御訴申上候。右禪宗ニ而一師印
証・面授嗣法之儀、諸仏諸祖、三国伝來正法弘通之根本、永

平開山第一之家訓ニ而、近者從御公儀、元禄十六未年八月、

両本寺・関東三寺・可睡齋江被下置候所之御条目御判有之候

得者、誠に天下之公事にして、天桂一線、是を違犯仕候事、
仏制之内ニおるては殺生・食肉・犯姪よりも重キ事ニ候。宗

旨之家法を守さるものハ、國賊同様之事ニ御座候。依之偏ニ

御願申上候。哀レ以御慈悲明白ニ御吟味被成下、仏法・國法、
分明ニ相立、一宗におるて永く再犯之輩無之様ニ、幾重ニも
奉願候。乍恐彼書物御許シ得置候而者、両僧同前之邪書邪説
次第繁昌致し、正法を破滅仕上ハ、御国法違乱仕、御政道
ニも乍恐相障り可申様ニ奉存候。若又、此度申上候儀ニ付、
外より多勢を以て彼両書之趣も正法なりと強而申立、鹿を馬

と申、玉を石と欺、權変利口之輩有之候とも、邪意之臆度、
公家之撻に背、開山之縄墨を迦候而、援外之長處者無之儀ニ
奉存候。依而委細之儀者逐一願書別訂要文等之内に呈上仕候
条、乍恐御高覽被成下、速に御裁断被成下候者、拙僧螻蟻之
実儀を成就仕、難有奉存候。且者今日一宗之弁道修行仕ル諸
人之恵命を御救被下候、歡喜大幸ハ難尽筆紙。仰上之仏祖及
護法之天神地祇までも、誠以御公儀之政教、正明之活化によ
つて向後末代に至迄正法御回復之盛德、泰山大海之御洪恩を
感動給ふ儀國ニ乍惶奉存。誠恐誠惶頓首敬白。

元文四未年正月

紀州名草郡岡田村薬師堂

寺社御奉行所

花薬庵 道鑄
墨付六枚

(以上『正法眼藏蒐書大成』月報二十、昭和五十五年、四月
号参照)

上記は『道鑄魔子普訟願』としてまとめられた資料の内、
牛庵道鑄により直接、寺社奉行所へ差し出された「1.御奉行
所江差上候道鑄願書書写」の全文である。この訴状提出の日付
は「元文四未年正月」と記述される。元文四年（一七三九）は
天桂の示寂（一七三五）より四年後である。

また冒頭で触れたが、この奉行所宛訴状の他にも傍線部分

①の「両僧板行邪書之内、邪説邪解 大概・弁析を書立、願書別訂要文与申四卷迄段々拙僧方より三箇寺工差上申候得共」の記述が示すように、奉行所以前に閔三刹へ提出した訴訟文書があつたとされる。これら閔三刹宛訴状が『道鏞魔子晉訟願』中に収められる「2.願書再要文 天桂不知正法眼藏由来之事」・「3.タイトル不明」・「4.別訂」・「5.願書別呈要領」（上記タイトルは原文書に付けられているものを用いた。また番号は文書中の順序に従い仮に付けた）等と推測される。

今回全文を掲載した「1.御奉行所江差上候道鏞願書写」及び関連する他の訴訟文書を検討することにより、天桂側と午庵道鏞側との嗣法論争の対立点が明確になると思われる。ただし今回はこの道鏞等丑山側資料を検討するに止め、天桂側の反論資料の検討は次の機会としたい。

上記各文書を番号順に検討してみよう。まず「1.御奉行所江差上候道鏞願書写」の要点を箇条書きすれば、以下の如くになる。

三 各訴状の要点

「1.御奉行所江差上候道鏞願書写」

（尾）元文四年未年正月 紀州名草郡岡田村薬師堂 花藥庵
道鏞

①天桂（『海水一滴』・『報恩編』）・一線（『証道歌直截』）の邪

書開板を批判。

②両者は幕府の御條目に違犯。一師印証・面授嗣法の宗旨及び撻に違犯。

③天桂は『正法眼藏』九十五巻に増減を加え、義雲六十巻本『眼藏』に拘泥し、『弁註』を作りて宗義を惑乱。徒党を組み弁註を講釈・書写し御触れに違犯。

④天桂の講釈は易行道に陥る危険。修行・弁道の否定の恐れ有り。

⑤天桂は『六祖壇経』の隨所で文義を削り、私説を立てて『海水一滴』と題し開板。以前にも開板の是非を廻り問題化。

⑥天桂は『報恩編』で宗門室中の嗣書・血脉・合血等がたとへ開山の真筆にても天桂全く肯わずと、道元の家訓に違犯。

⑦一線の『証道歌直截』は天桂と同様に、御條目違犯・宗義惑亂・宗門の撻違犯・正法破壊の妄義。

⑧去る午ノ年（一七三八）四月中旬より閔三刹へ滅板の訴状提出。

⑨天桂・一線両者の邪説・邪解の概略を書き、「願書」・「別訂・要文」と題する四巻を閔三刹へ提出。

⑩しかし添簡（添え状）まで差し戻され、閔三刹では取り上げなし。故に寺社奉行所へ訴状を提出。

⑪一師印証・面授嗣法は諸仏諸祖、三国伝來正法流通之根本、永平開山第一之家訓、元禄十六年の御條目に明記。

⑫天桂・一線、元禄十六年の御條目に違背。宗旨之家法を守らざるものは、國賊同様。

⑬正法を破滅・国法違乱・御政道に障りあり。故に委細は逐一「願書」・「別訂」・「要文」等に呈示。

元文四末年正月（一七三九）
（寺社奉行宛）

この訴状は一連の訴状の中で唯一寺社奉行所宛に正式に提出されたものである。他の訴状は年号及び宛て先より見て、既に閔三刹に一度提出され、再び寺社奉行所へ証拠として提出されたものであろう。この道鑑訴訟は宗統復古運動における円山・梅峰等の訴訟事件と比較して、全く地味な訴訟であったと想像される。何故ならば⑩の如く閔三刹は訴訟を取り上げなかつた訳であるが、上記の「1.御奉行所江差上候道鑑願書写」の文中に

其以後之仰（閔三刹より道鑑へ）二者天桂已に死後之事也。

一線と者対決無之、片吟味二者難成旨被仰聞候。拙僧申上候者、彼が書意者御政道ニ背キ宗義に差ひ候事者乍恐拙僧書付之表ニ大概申上候。若御法式に拘ハらず宗旨之家訓ニも構無之、私分上瓦格之出入ニ候ハバ対論を願可申上候得共、忝も御国制と申、祖訓と申不易之定法ニ付対論を望候而者、上を侮り祖師を輕し申事、所対論者得仕間敷与申切、其後者ハ出席も不仕候。

とある。道鑑が「忝も御国制と申、祖訓と申不易之定法ニ付対論を望候而者、上を侮り祖師を輕し申」と述べ、國制・家訓と認定された「一師印証」に対する遠慮から万回一線との対決を避けた事が示されているのである。結局閔三刹の訴訟却下は「天桂已に死後之事也。一線と者対決無之、片吟味二者難成」という一方的な裁決は不可という理由であった。これらの点から推測して、この訴訟は道鑑一人で天桂及び一线の書物滅板の願いを起したと推測されるのである。

また道鑑がしきりに御條目違背・国賊・正法破滅・宗門の撻違犯等と唱えているのは、元禄十六年成就した一師印証・面授嗣法の法度を意識してのことである。道鑑が訴状を提出せざるを得ない状況が、當時あつたのである。道鑑は、宗統復古以後初めて天桂が御條目（元禄十六年の師資面授・一師印証の法度）に異議を唱え始めたとし、つぎのように述べている。

御條目以前ハ一宗嗣法ノ事、一同ニ乱ルニ付キ、取続代付シテ小寺ヨリ大寺へ移住スルヲ人々能譽手柄トス。御條目以後、今二三十餘年各々相守テ、御公儀本寺ヲ憚リ以前ノ惡風儀ヲ仮リニモ議論シ違犯セス。況ヤ書物ニアラハサンヤ。若シ違犯シタル者アレハ、法中ノ盜賊大罪破法人トテ、本寺錄所ヨリ制止シ、諸國ニテ一院一寺モ許サレス。シカルニ天桂御條目ト道元ノ家訓ニ背キ、先年ノ御廻状ニ印形ヲ押シナカラ、弟子中、或ハ手前ノ講釈ヲ聞ク人ニ、面授ノコトヲ毀リ教ヘ、

殊更ニ自作ノ報恩編ト云フ書物ノ十丁目、元祖ノ嗣書ノ卷、

合血之事ハ怪説ナリ、縱ヒ永平高祖真筆ナルモ、老僧全ク肯
ハスト毀リ、次テ天童所付ノ嗣書、明全和尚所伝ノ血脉等、

永平寺ノ藏中ニ秘在スルヲ毀ル〔別訂之内弁之〕。又嗣書面授
卷ニハ後人ノ妄添アリト云ヒ、又六祖壇經ニ註解ヲツクリ開
板ス海水一滴ト云フ五巻アリ。種々無益ノ語、六祖ノ書旨ニ
背テ、私説最モ多〔其書ヲ見レハ此事イツハリナシ別ニ弁シ
ヲワル」云々。「5.願書別呈要領」

この訴状によれば、元禄十六年の法度制定以後、天桂が批
判を開始するまでの約三十年余りはみなこの法度を守つたと
される。

一方天桂が「一師印証・面授嗣法」に関する疑問を呈示し
た事にもやはり理由があつた。正徳元年（一七一）に卍山著

『洞門衣襪集』、次いで正徳五年（一七一五）に卍山著『対客
閑話』がそれぞれ刊行された。両著には卍山の嗣法論及び禪
戒論が示されていたが、天桂は卍山等の嗣法論・禪戒論には
誤解があるとして、両著を痛烈に批判したのである。それは
當時開板はされなかつたが、主に『授記・弁註』・『面授・弁
註』・『嗣法・弁註』の三書に主張された。今回問題となつてい
る『報恩編』・『海水一滴』にはそれ程法度批判等はみられない。
集中的な卍山批判が展開されたのはこの『弁註』である。
さて天桂等の卍山批判はどの様に受け止められたのか。当時

の天桂会下の様子を道鏞は次のようすに伝えている。

一、初心ノ学者、或ハ天桂徒弟ノ類ハ骨髓ニ信向シ、狂スルカ如
ク、醉ヘルカ如シ。彼ノ趣ニ順ス。誠ニ永平ノ宗趣、真言滅
亡スルニ近シ、紛乱キハマレリ。（「5.願書別呈要領」）

一、一宗無智ノ僧徒ハ彼邪法ヲ信向シ、正法ノ事相、謹密修証ナ
ルコトハ蔑棄シ、行解身口不相応ノ頓理廉行ヲ好ム人イタ
ソラニ理屈ニ身心ヲ陥シ入レ、数百人講席ノ中ニ集リ、只一
辺ニ理解ヲノミ信向シ、邪正ヲ弁スルハ半箇モナシ。邪ヲ弁
スル人ハ始ヨリ彼席下ニ集ラス。彼ノ邪解ヲ聴聞シ、記持シ
来ル人ハ直ニ徒弟ニ説キ、朋友ニ教授シテ、段々ト書き写
シ、或ハ在家ノ士女ニ及フコトアリヤ〇天桂事老年八十余
ニ及故ニ世間ノ習ニテ十人ニ五七八人ハ老年ヲ以、虛ヲ実
説ニ肯者アリ。（「5.願書別呈要領」）

上記により、天桂門下の様子が大体想像できる。江戸期の
法度制定以後に、法度を理論付ける嗣法論に対し、一部の
人々（天桂・万回等）が疑問を呈示したのである。道鏞が看過
出来ない状況がここにあつた。もしこの天桂等による卍山批
判を容認した場合、一師印証・面授嗣法の論拠が崩壊してし
まう恐れがあつたからである。

このようす危機的状況に際し、卍山系統による天桂批判は
直ぐ開始された。それは乙堂喚丑著『正法眼藏続絃講義』（一
七三一撰）に始まる一連の天桂或いは万回批判である。卍山系

統と天桂系統の主な論争を図示してみよう。

(A) 午庵系統

撰・刊年

(大了愚門『永平紀年録』)

一六七八年刊

① 午山道白撰『洞門衣枷集』
午山道白撰『対客閑話』

一七一年刊
一七五年刊

乙堂喚丑『正法眼藏続絃講義』

⑥ 午庵道鏞『訴訟願書』

一七三九年撰

面山瑞方『洞上金剛杵』

一七四一年刊
一七四年刊

宜默玄契『禪林餓瓦』

一七四年刊
一七四年刊

乙堂喚丑『正法眼藏闡邪訣』

一七四年刊
一七四年刊

面山瑞方『洞上叢林公論』

一七四年刊
一七四年刊

万仞道坦『洞上伽藍相続弁』

一七六年撰
一七六年撰

万仞道坦『洞上伝法弁』

一七六年撰
一七六年撰

万仞道坦『正法眼藏諫蠹錄』

一七六年撰
一七六年撰

万仞道坦『正法眼藏面授卷弁』

一七六年撰
一七六年撰

(B) 天桂系統

撰・刊年

(独菴玄光『護法集』俗談)

一六九七年刊

② 天桂伝尊『報恩編』

一七二一年刊

③ 天桂伝尊『海水一滴』

一七二五年刊

④ 天桂伝尊『正法眼藏弁註』

一七二九年撰

⑤ 万回『正法眼藏逆驢乳』

一七三七年刊

⑦ 直指等『午庵訴状に対する陳状』

? 年撰

万回『青鵝原夢錄』

一七四〇年刊

心應空印『正法眼藏逆驢乳』

一七七六年刊

玄樓奥龍『一槌碎瓦』

一七八四年撰

父幼老卵『正法眼藏那一宝』

一七九一年刊

※今回取り上げた主な論争の順序は、先ず正山の①『洞門衣襷集』・『対客閑話』に対し、天桂及び万回の②～⑤の批判的書物があり、これを⑥の午庵道鏞が関三刹・寺社奉行へ訴えたという順番になる。さらに今回は取り上げなかつたが、⑥の訴願に対する⑦の天桂側の反論、陳状書も残されているのである。

※尚、独菴の『護法集』（俗談）を天桂系統に位置づけたが、独菴は両系統から批判された人である。ただ（俗談）の嗣法觀は時空を超えた非直接的嗣法を認めており、本質的嗣法觀という理由で一応天桂系統とした。

「2.願書再要文 天桂不知正法眼藏由来之事」

（尾）未霜月二十二日 御三寺 御役局下）

①天桂は晩年に『弁註』を撰述したが、道元禪師の『正法眼藏』述作編輯の根本由来を知らず。

②天桂が『正法眼藏』の題号は後人の名づくる処と云うのは非なり。

③『真字正法眼藏』・『仮字正法眼藏』共に道元禪師自ら題す。

④天桂は義雲編輯「六十卷本」を最初の編輯とするが、それ以前に懷辨禪師編輯の「七十五卷本」あり。

⑤永平寺室内に『秘密正法眼藏二十八巻』あり。天桂はこれを知らず。

⑥義雲は「七十五巻本」より五十巻を抜き、行持の巻を上下二巻とし、散在する九巻を添えて六十巻とした。

⑦天桂が義雲編輯の「六十巻本」以外は或師の偽撰妄添と云うのは非なり。『眼藏』には種々の異本あり。

⑧天桂は「面授巻」を否定するが、面授の文字は『眼藏』中に多く見られる。

⑨天桂が『眼藏』の1巻を1篇に変更した事を批判。

⑩嗣法は直接的面授でなければ成立しない。西天四七・東土二三・永平の道元禪師まで直接的相見面授なり。

⑪天桂及び独菴玄光の時間・空間を超越する嗣法觀は間違い。

⑫天桂が云う「面授巻」中に多く小乘の説がある故に恐らくは後人の偽撰とするは非なり。

⑬天桂は『報恩編』中で道元禪師の嗣書及び合血を怪説と批判するが、これ魔説なり。

⑭嗣書は面授の証拠なり。永平寺室中の開山嗣書・諸寺院の古今諸和尚所持の嗣書・血脉を怪説とするか。

この訴状の末尾に「未霜月二十二日 御三寺 御役局下」とある。年代は「未霜月二十二日」とのみ記され明確でない。ただ一連の訴訟類提出が、元文三年～四年と記される点からして、元文四年己未（一七三九）と推測できる。

さて、この訴訟の主旨は天桂撰『正法眼藏弁註』に対する批判である。天桂の『正法眼藏』編輯論・題号論・面授論・

合血怪説論に対し批判を加えたものである。

天桂の『正法眼蔵』研究は卍山の嗣法論に刺激されて開始されたとされる。卍山の嗣法論の根拠が『正法眼蔵』に求められており、卍山の嗣法論を否定するためには本格的な『正法眼蔵』参究が必要とされた。『天桂和尚年譜』（一七六七刊）によれば、正徳二年（一七一二）の頃に「六五歳 是れ以前より『眼蔵』を敬信し、屢拜謁。この『眼蔵』は仏乘の玄樞、祖宗の命脈であるが、未だ公刊されない為に、写誤、脱字、妄加、妄添がある。故に考訂を経なければ、本来の姿を見ることは出来ないとし、諸国の古刹裏に『眼蔵』謄本を探索し、比較考訂作業を継続』（筆者要約）とある。

この比較校訂作業を経て、享保八年（一七二三）～同十七年（一七三二）頃に天桂は『正法眼蔵』の開板を関三刹に願い出している。天桂の開板願いに関する資料は河村孝道氏が『正法眼蔵蒐書大成』月報十九）に紹介されている。この開板願いは当時の「正法眼蔵開板禁止令」（一七二三）により、結局却下されたが、一応この頃までに天桂の比較校訂作業は完成していたと見ることが出来る。そしてこれと前後して享保十四年（一七二九）に『正法眼蔵』を註解し、『弁註』を完成させている。天桂の『正法眼蔵弁註』は詮慧・經豪の『正法眼蔵聽書抄』（一三〇八年撰）以後久しく途絶えていた『正法眼蔵』参究書であった。江戸期において初めて天桂が本格的な『正

法眼蔵』研究を試みた訳である。しかし天桂の研究はその開始が晩年ということもあり不備な点も多くあつた。また天桂の激越な論調等もあり、卍山系統から多くの天桂批判者が出てきた。

鏡島元隆著『道元禅師とその門流』（一三〇頁、一四一頁、昭和三六年刊）は卍山系統と天桂系統の論争を(一)『正法眼蔵』編輯論。(二)禪戒論。(三)嗣法論の三つに分類し、その異同を論じられた。その結果、天桂系統は嗣法論争以外の『正法眼蔵』編輯論・禪戒論では師（天桂）説を遵守する事が出来ず、訂正され卍山系統の主張を容認し合流したと論証されている。こ^こでは特に『正法眼蔵』編輯論を中心に検討してみよう。

上記訴状の要点①～⑦は『正法眼蔵』の編輯論である。道鑑が天桂の編輯論を批判しているのである。まずこの編輯論から検討してみよう。天桂は『正法眼蔵』の編輯は永平寺第五代の住持・義雲禪師（一二五三～一三三三）の六十巻本に始まると確信していた。例えば、天桂の開板願いに対する寺社奉行所の却下理由の一つに『正法眼蔵』の正本に関するものがある。この正本とは『正法眼蔵』が何時、誰の手によって編輯されたのかという問題であり、この「2.願書再要文 天桂不知正法眼蔵由來之事」で取り上げられている『正法眼蔵』編輯論と関連する。それは河村孝道氏紹介の「正法眼蔵板行停止関係諸資料」（2）（『正法眼蔵蒐書大成』月報十九、昭和五

十五年、一月）に次のように記される。

永平寺に之れ有る正法眼蔵、外へ流布之本と同様に候由、永平寺申し候に付き、永平寺の本も正本（18）にては之れ無し。天桂吟味致し候本を正本と相立て候儀、是れ又我慢なる申し分にして候。永平寺之正本を三ヶ寺其外方々へ写し伝写致し仕り候に付き、末々は誤りも多く之れ有る可く候。永平寺の本は元にて候故、正本と相聞え候。天桂は末の本にて相考え候故、正本とは決し難く候。永平寺に正本之れ有る上は、天桂正本を出し候に及ばず候云々。

この記録によれば天桂は永平寺所蔵の『正法眼蔵』以外、独自に検討した本を正本と主張していたようである。

しかし寺社奉行所側では永平寺所蔵本を正本とし、天桂の検討本を末（正本の書写本）と断じ、開板禁止の一つの理由としているのである。天桂が正本と主張したのは、義雲禪師編輯の六十巻本であろう。何故ならば、天桂は『正法眼蔵』編輯が義雲にはじまると随所で主張しているからである。この

点は『正法眼蔵』の概要を述べた『正法眼蔵調絃』（『正法眼蔵蒐書大成』卷十五、八頁）に「當時未ダ編列シテ冊ヲ成スコト有ラズ。粵ニ義雲禪師本山任住ノ時、始メテ之（『正法眼蔵』）ヲ蒐輯セラル。凡ソ六十篇云々」と明確に示されている。

天桂が義雲編輯の「六十巻本」を正本とする理由は何であつたのか。上記『正法眼蔵調絃』にはこの辺が詳述される。

まずこの「六十巻本」に「授記卷」は編入されるが、「面授卷」と「嗣書卷」が編入されていない事が大きな理由として挙げられている。天桂の解説によれば、義雲禪師當時「面授卷」・「嗣書卷」が道元禪師の親撰として存在していたならば、何故義雲禪師がこの一巻を除外されたのか。また「授記卷」は理路整然と説かれており道元禪師の真語に相違無いが、「面授卷」・「嗣書卷」には杜撰の語が多くあり、また「面授卷」の年号や「嗣書卷」の合血の記述等不自然な点がある。以上の事等を挙げ天桂は「面授卷」・「嗣書卷」が編入されていない義雲禪師編輯『六十巻本』を正本と主張したのである。

さらに天桂は『正法眼蔵』が刊行されずに代々伝写された為、写誤・増減が有るとし、そして義雲編輯の「六十巻本」を基本に、遺篇を合わせると、道元禪師の真語は七十八巻と述べている。種々疑問点があるとされる「面授卷」及び「嗣書卷」は天桂によりこの遺篇に編入されたのである。

『正法眼蔵』の編輯論は書誌学的研究分野に属するが、まづ今日発見紹介されている『正法眼蔵』編輯本を挙げてみよう。それは大凡次の六系統に分類されるという。①道元禪師親集とされる七十五巻本。②道元禪師親集とされる十二巻本。③義雲禪師編輯の六十巻本。④永平寺第九世太容梵清編輯（一四一九）の八十四巻本。⑤出山編輯（一六八四）の八十九巻本。⑥永平寺第三十五世板橿晃全編輯（一六九〇）の九十五巻

本。以上の六系統⁽²¹⁾である。

天桂撰『弁註』成立（一七二九年）時、既に上記の⑤卍山本及び⑥の晃全本も編輯されていた。しかし当時は『正法眼藏』真偽論が盛んに行われ、今日の如く『正法眼藏』を全く疑問視しない時代とは異なる。例えば独菴門下の無闇瑞門撰「書叢林薬樹後」には

何れの世にか偽書無んや。夫れ彼の五千の黄巻の如き、支那天竺の三藏法師等、世世詔を奉りて以て翻訳するすら、猶偽經の為に混乱せられて、多少の高僧之を選び之を択んで、而して後に玉石初めて相分かるときは永平の正法眼藏、亦た恠しからずや。故に独菴一生、片言彼の書に渉らず、之を問う者あれば、則ち曰く、我れ知らず、我れ知らず、未だ彼の書を見ずと（『正法眼藏蒐書大成』卷二十、七七二頁、原漢文）とある。独菴が『正法眼藏』に疑問の目を向けていた事を窺わせる文章となつてゐる。

そして独菴門下といわれる無闇自身も「予も亦た嘗て竊かに彼の書（『正法眼藏』）を閲するに、信ずる所は唯だ重雲堂の記のみ」（同上、七七二頁）と述べ極端な『正法眼藏』観を示している。この無闇の『正法眼藏』觀は卍山の『正法眼藏』・『永平広録』に対する無批判な肯定の記述と併記されている。當時『正法眼藏』に対し、極端な金科玉条主義と極端な懷疑主義とがあつた訳である。

永久岳水著『正法眼藏著述史の研究』（「正法眼藏修正説」、五六四頁）は当時の宗学者達の『正法眼藏』真本説を五種類に分けている。それは①無闇瑞門撰『書叢林薬樹後』の一巻真本説（一七一九）。②天桂『正法眼藏弁註・調絃』の七八八巻真本説（一七三〇）。③乙堂喚丑（？）一七六〇）著『正法眼藏続絃講義』の九十二巻真本説（一七三一）。④面山瑞方（一六八三）一七六九）著『正法眼藏闡邪訣』の総真本説（一七三八）。⑤心応空印著『正法眼藏逆驅乳』の七八八巻真本説「天桂説の擁護」（一七七六）。以上の五種類である。

上記のうち①の無闇は師の独菴が『正法眼藏』に対し無闇心を装つた影響か、「重雲堂式巻」一巻のみしか認めていない。また②の天桂は義雲編輯の「六十巻本」を基本に、遺篇十八巻を加え『正法眼藏』七十八巻説を唱えている。③乙堂と④面山は共に卍山系統に属す人であり、天桂の『正法眼藏』編輯論を批判した。

③の乙堂は天桂が義雲編輯「六十巻本」を『正法眼藏』編輯の嚆矢とするのに対し、義雲以前に懷辨等の古編輯や経記のみ（同上、七七二頁）と述べ極端な『正法眼藏』観を示している。この無闇の『正法眼藏』觀は卍山の『正法眼藏』・『永平広録』に対する無批判な肯定の記述と併記されている。尚、『正法眼藏聽書抄』の成立は延慶元年（一三〇八）とされる。一方義雲は「六十巻本」編輯時に、各巻題に著語を付したとされる。これは『正法眼藏品目頌並序』といわれ、成立は嘉曆四年（一三三二九）である。義雲編輯以前に経豪の『正

法眼藏聽書抄』が成立したとすれば、当然『正法眼藏』の篇題、編輯は全て義雲に始まるとする天桂の主張は崩れてしまふのである。また④の面山の『正法眼藏闡邪訣』もやはり泉福寺（大分県東国東郡国東町）所蔵の「七十五卷本」等を論拠にして天桂の義雲編輯説を否定している。

何故天桂は義雲編輯の「六十卷本」にこだわったのか。天桂の『正法眼藏』参究は「授記」・「面授」・「嗣書」の各巻から始められた。天桂は「仏乗ノ授記、祖道ノ面授嗣法異名同義」「授記・弁註」『正法眼藏蒐書大成』巻十五、二二四頁）と述べ、洞門堂奥の嗣法論に関する三巻を同一視していた。しかしその結論は「此篇（授記巻）ハ古仏真実語ニシテ一言半句ノ疑ウベキ有ルコト無シ、面授嗣書両篇ノ真偽相濫ルニ同ジカラズ」「授記・弁註」（二五一頁）と示される通り、「授記巻」を是とし、「面授巻」と「嗣書巻」を疑問視したのである。これから天桂の『正法眼藏』編輯論が導き出されている。編輯論の背景に嗣法論があつた訳である。

更に天桂は『正法眼藏』参究途中に詮慧・経豪による『正法眼藏聽書抄』の存在を知り、人を介して求めた。しかし天桂はこの希求の書であつた『正法眼藏聽書抄』を批判し、斥けている。その理由は一応内容的に評価出来ないとするものであつたが、やはり『正法眼藏』編輯論との関係でいえば、「七十五卷本」の註解である『正法眼藏聽書抄』を容認する

ことができなかつたと推測できる。

いずれにしても義雲編輯「六十卷本」を重視した天桂の『正法眼藏』編輯論は、義雲以前の「七十五卷本」の存在等により批判されたのである。前述の鏡島著『道元禪師とその門流』（一二七頁）は天桂系統の父幼老卯（一七二四～一八〇五）が『正法眼藏』の篇題が道元禪師自身であり、編輯は懷弊に始まるとする面山説（『正法眼藏闡邪訣』）を容認²³したと記述している。天桂の編輯論は天桂派下において維持できなかつたとするのである。ただこの江戸期の「六十卷本」と「七十五巻本」の成立順序を中心に争われた『正法眼藏』編輯論も、今日、編者・順序・巻数等の問題がスッキリ解決していない。「七十卷本」及び「六十卷本」の両方とも、編輯当時の状況が明確に把握できないこともあり、推測の域を出ないのである。

この「2.願書再要文 天桂不知正法眼藏由來之事」には上記の『正法眼藏』編輯論・題号論の他に、⑨の如く、天桂が各巻の「一巻」を「一編」に改めたことに対する批判。また⑩⑪の如く天桂の超時間的面授相見を批判したもの。或いは⑬の如く天桂による永平寺室中の「道元禪師嗣書」批判・「合血」批判に触れたもの等がある。

「3. タイトル不明」

（尾）「余條々別録一巻并呈之 元文三年戊午四月（紀州名草郡

岡田村花薬庵）道鑄」

①宗義に關係する事は別書に呈示。

②『証道歌直截』は大陽・投子の代付を肯定し、梅峰・円山を批判するが、これは道元禪師伝來の正法を破り、公命を犯し、録制を拒むもの。

③『証道歌直截』が浮山、投子の代付を主張するは天桂の弁註に基づく説。

④天桂の『弁註』に、『永平紀年録』・『永平広録』・『洞門衣襷集』・『永平実録』の四書は大陽警玄と投子義青の機縁を偽撰すとあり。

⑤如淨禪師及び道元禪師は代付を否定。

⑥『永平紀年録』・『永平広録』・『宝慶記』・『大慧武庫』は大陽警玄と投子の面授相見を肯定。

⑦五灯の代付説は非。

⑧『証道歌直截』引用の『投子録²⁵』は日本承応年間（一六五一—一六五五）に刊行。日本僧が『五灯会元』等に依つて編纂したもの。信用するに足らず。

⑨又享保年間道明新版の『投子録』二巻も同じく『五灯会元』

に基づいて後人の文字を取捨し編纂したもの。この『投子録』の所出は京北野興聖寺に写本あり。寺主伯瑛が下野那須大雄

寺隠居の廓門和尚に呈示し、廓門和尚が書写した本を用いて、道明が新しく出版した。五灯会元に基づくが故に非。

⑩『証道歌直截』引用の「大乗曰、五十一代、一代も似ず。片時も師顔を挾せず」（信心銘拈堤の語）は近年刊行の作者不明のもの。大乗寺の宝庫にも無し。しかし『信心銘拈堤』は語義円明なる書。万回は文意を誤り、面授を錯解す。

⑪独菴・天桂・証道歌直截は面授を撥無し、相見を絶し、無法心伝を執す。或は面授を以て化儀・戯論と為す。是れ外道説なり。

⑫万回の如く面授・授受を廃棄すれば、世間及び出世間の道を乱す元となる。

⑬『証道歌直截』は「宗派図は皆生滅の跡を記すのみ」と述べ、宗派図を否定。師資を全ふし、本末を立て、仏道を行つは一宗の法典なり。

⑭『証道歌直截』の主張する「無嗣無法の義」は世間・出世間における惡邪見なり。國權及び錄命による減板・邪說禁制を訴え奉る。

「4. 別訂」

（尾）元文三年戊午四月

①証道歌直截||初祖より五祖に至るに、一人、一人に伝える

のみ。

訂||達磨の弟子四員あり。共に得処あり。正法眼藏の本文を引用。

訂||阿難の弟子に商那和修と末田底迦の二人あり。慧可下に十七人の傍出の弟子を挙げ、道信下（及び弘忍下）に一八三人の傍出の弟子（『景德伝灯録』）を挙げている。

②証道歌直截||仏祖の法は本来、無法を伝えるときは生滅断常に渉らず。伝とは心に伝う。師を見ると師を見ざると心伝は与からず。是の故に宗派図記も亦た皆生滅の跡なるのみ。

「以下独菴・天桂・万回の超経験的面授の批判」

訂||この『証道歌直截』の文は天桂の非説（海水一滴卷一・參同契毒鼓十二丁）に基づく。

③証道歌直截||師を見ると師を見ざると心伝は与からず。

訂||これは天桂著『海水一滴』卷一、四十二丁の「將謂臭

面築著臭面是面授也、古仏所謂面授豈尔哉」の説に基

づく。またこの天桂の言葉は独菴著『俗談』の真似。

訂||独菴の如く自悟を以て宗を立てれば、幾多無量の宗となる。独菴の見解は真俗二門において義を失い害と為ること多し。これら独菴・天桂・万回三人の説は非。

④天桂は『海水一滴』（卷一、四十二丁）・『面授・弁註』に非経験的相見を説く。

訂||天桂他家の本述二門を立て、妄に嗣法を論ず。

⑤天桂は卍山著『面授巻跋文』中に「非面授而」の四字が記されたことを批判。

訂||非面授而の四字尤も好し。

⑥天桂著『海水一滴』（卷一、四十三～四頁）雲門と承古の嗣法に関する天桂の解説を批判。

⑦天桂著『海水一滴』（卷一、四十三～四頁）の独菴批判に關し、天桂・独菴両者を批判。

⑧独菴・天桂は専ら面授の義を排斥し、自知・自得・自爾・自証の偏見を広めんと欲する永平派下の罪人。

⑨天桂著『參同契毒鼓』の合血妄添説を否定。

⑩『正法眼藏弁註』・『海水一滴』・『報恩編』中に見られる妄加妄添説を批判。

⑪天桂著『參同契毒鼓』中の如淨所付の嗣書・明全所伝の血脉を表信化儀とする説を批判。

この「3. タイトル不明」と「4. 別訂」は一緒に検討すべき訴状である。この両訴状は道鏞が万回の『証道歌直截』（駒大図書一二三、四一七一一、卷下、九九十一丁）に於ける超経験的嗣法や大陽警玄（九四三～一〇二七）と投子義青（一〇三二～一〇八三）との代付肯定を批判したものである。最初の①に「宗義に關係する事は別書に呈示」と要約したが、これは「3.

「タイトル不明」における代付肯定の宗義・思想的面を次の「4. 別訂」の中で詳細に論述しているという事である。「3. タイトル不明」の補則説明が「4. 別訂」ということになる。

この「3. タイトル不明」・「4. 別訂」両訴状の中心は代付問題である。『証道歌直截』中の大陽と投子の代付肯定及びその思想的背景を批判したものである。もし大陽と投子間に断絶を認めるとすれば、一師印証・面授嗣法を経験的・直接的相見と捉える円山等の嗣法觀は成立しなくなるからである。

これら時間・空間を超えた嗣法の容認、超経験的面授の肯定は道元禪師の面授の精神に違ひ、法度や録制といった当時の權力序列関係は勿論、一般世間の秩序をも乱すという理由で批判されているのである。この代付問題は大陽示寂（一〇二七）と投子誕生（一〇三三）との間に五年間の差があり、臨濟宗の浮山法遠（九九一～一〇六七）を介しての代付であつたことは、今日周知の事実である。既にこの代付は決着した問題であるが、当時は重要な問題であつた。

今回ここに挙げた道鏞の訴状に限らず、円山系統と天桂系統は共に著作を発表し、代付の是非を廻つて激しい論議応酬を行つたのである。たとえば道鏞より『証道歌直截』中の代付肯定論を問題とされ、その板木の廢棄を訴えられた万回一线は元文三年（一七三八）に再び『青鷄原夢語』を撰述し、同

に「近ごろ道鏞禪客なる者おもえらく、直截は元禄の制度、永平の面授に違して我が正統を乱ると、大僧司に赴き懇えて曰く、當に経山の俗譚と咸な共に之を火くべしと。鏞之れ何の心ぞや」（『正法眼藏蒐書大成』卷二十、六三二頁、原漢文）とあるように、道鏞の訴願に反発しての撰述であつた。以後両系統の論議応酬は更に継続された。

当時「代付問題」を主題とした書、及び代付問題に言及した主な書を列挙すれば次の通りである。①『永平広録』頌古・金剛杵・②『建撕記』・③『永平紀年録』・④『洞門衣襯集』・⑤『洞上弁註』・⑥『禪林飴瓦』・⑦『洞上叢林公論』・⑧『正法眼藏弁註』・⑨『証道歌直截』・⑩『青鷄原夢語』・⑪『一槌碎瓦』等。これら代付問題関係書の撰述・刊行に見られる通り両系統にとり代付がかなり重要な事がつかがえる。

ところでこの万回の代付肯定説は天桂説に基づくと指摘されている。この点に触れてみよう。「3. タイトル不明」訴状中に③「『証道歌直截』が浮山、投子の代付を主張するは天桂の弁註に基づく説」とあるが、天桂は『面授・弁註』（『正法眼藏蒐書大成』卷十五、二八二頁）で次のように述べている。

師弟子肉眼合面シテ紙伝拵伝セザレバ嗣法面授ニアラズト思ヘルハ、皆瞎禿子ノ妄解ナリ。或師族ソノ妄義ヲ立セント計較シテ会元ニ載セル所ノ浮山投子ノ問答ヲ断取シ、投子ノ伝ヲ偽撰シ大陽ノ機縁ヲ作り、面對受授ニシテ代付ニ非ズノ証

ト為ント欲ス。実ニ法門中左計ノ大罪人ナリ。然モ亦夕或師等紀年録ト広録トヲ引イテ以テ互イニ憑拠ト為ス者ハ慚恥ス、是ヲ俗ノ諺ニ縁者ノ証人ト云テ里巷ノ野夫モ領取ゼザル所ナリ。彼ノ實録及ビ衣枷頻々ニシテ之ヲ出ス者ハ何ノ心行ゾヤ。

浮山ノ投子ニ代付スルノ事実ハ支那扶桑天下ノ叢林誰カ之ヲ知ラザルヤ。

上記の如く天桂は『五灯会元』に基づき、大陽と投子の代付説を肯定している。また天桂はさらに

紀年・実録・広録・衣枷等ノ四書ニ大陽投子ノ機縁ヲ偽撰スルコト請ウ此ヲ以テ之ヲ正セ

『面授・弁註』（同、二八三頁）

と述べ、『永平紀年録』・『永平実録』・『永平広録』・『洞門衣枷集』中の大陽と投子の機縁の語は偽撰されたものと主張しているのである。代付の是非については既に解決済の問題であり一応ここまでとする。尚、鏡島元隆著『道元禪師とその門流』（九一～九九頁）が両系統の代付問題について詳述している。

また代付説を支える思想的問題であるが、万回の説は天桂説に基づき、天桂の説も独菴説に基づくとする主張がある。それは「4.別訂」の要点②と③に見られる。尚「訂」は道鏞の批判文の要約。傍線は筆者。

②証道歌直截||仏祖の法は本来、無法を伝えるときは生滅断

常に渉らず。伝とは心に伝う。師を見ると師を見ざると心伝は与からず。是の故に宗派図記も亦た皆生滅の跡なるのみ。

訂||この『証道歌直截』の文は天桂の非説（海水一滴卷一、

三十七丁・參同契毒鼓十二丁）に基づく。

③証道歌直截||師を見ると師を見ざると心伝は与からず。

訂||これは天桂著『海水一滴』卷一、四十二丁の「將謂臭

面築著臭面是面授也、古仏所謂面授豈爾哉」の説に基づく。またこの天桂の言葉は独菴著『俗談』の真似。

訂||独菴の如く自悟を以て宗を立てれば、幾多無量の宗となる。独菴の見解は眞俗二門において義を失い害と為ること多し。これら独菴・天桂・万回三人の説は非。

②は天桂の『海水一滴』（卷一、三十七丁）の「心是れ無心、伝も亦た不伝」（原漢文）及び『參同契毒鼓』（十二丁）の「皆、本来無物を拈じて各自に闡揚す」（原漢文）にそれぞれ基づくとの主張である。

また③は上記『海水一滴』（卷一、四十二丁）の「將に謂えり、臭面、臭面に築著する是れ面授なりと。古仏の所謂る面授は豈に専らんや」に基づくとしている。これらは皆本質論的視点から経験的相見を否定したものであり、一つの面授のとらえ方である。この超経験的相見・面授には大陽と投子の代付説を肯定する重要な意味があるのである。

また更に続けて「此れ独菴に依附して（玄光と号し、俗談二

卷を著す）死病を伝える者なり」とある。結局以上の点を整理すれば代付説肯定の理論が独菴—天桂—万回へと伝わつたと指摘されているのである。

「5.願書別呈要領」

（尾）元文三年戊午七月 紀州名草郡——重奉呈 関東御三役
寺 御役局足下

①西天二十八代（達摩迄）は皆師弟直伝にして、一祖一師の

間も、代付取続のことはなし。

②嗣法の時縁成熟の人は迷悟凡聖の階級を論ずることはない。

③嗣法の時縁成熟の人は迷悟凡聖の階級を論ずることはない。

④嗣法の時縁成熟の人は迷悟凡聖の階級を論ずることはない。

⑤道元禪師滅後に依院易師の弊風起る。梅峰・円山により宗統復古運動成就。

⑥御條目以後三十余年、違犯の者無し。しかるに天桂は御條

目と道元の家訓に背き、面授の事を毀り教え、『報恩編』で合

血を批判。次いで天童所付の嗣書・明全和尚所伝の血脉等を毀る。又また天桂は嗣書・面授卷に後人の妄添ありという。

『海水一滴』には私説多し。

⑦天桂僧事（イ）『六祖壇經』は入藏の書、改削は罪科となる。しかし天桂は『海水一滴』で本文を改削。

- （ロ）鐵眼和尚の『六祖壇經』は開板の節、御公儀の許可を受け、また吉野山の桜千本を賜り板木とした。故に『六祖壇經』は中国・日本の官版。天桂は証拠なきに妄添と主張し誤解するところ十余箇所あり。
- （ハ）天桂は不学にして道元禪師の仮字の用法に意味を取ることが出来ない。故に原本の字義を改削。篇の目録も六十に限定されない。また『正法眼藏』の巻を篇に改めるは非なり。
- （ニ）天桂は京西岡物集村の永正寺本『正法眼藏』
- ⑧一線僧事（イ）万回は經典を引用するも教学を知らない為に他宗門の人々に嘲笑される。
- （ロ）大陽と投子の代付を肯定し、梅峰・円山を暗に批判すれば、釈迦及び代々の祖師は勿論天子・將軍・老中・寺社奉行・両本山・関三刹を批判することになる。
- （ハ）宗派図記も生滅の迹のみと主張するは非なり。

を正本とし、他の本は妄添と言ひ、様々書き込みをし、さらに永正寺本にも増減を加え、反故双紙の如く為した。

(ホ)『正法眼藏』に注解し、『弁註』をつくるに、

添削・書き込み多く紛乱極まり。『正法眼藏』の講義・註解は関東の御役寺より先年

禁止。しかし天桂及び其弟子の紀州高松寺

抜山及び天桂の随徒・阿波丈六寺の卍元も

度々『弁註』と本文を講釈。

(ヘ)天桂一人『六祖壇經』を毀削し、また『正法眼藏』を我保に増減す。

⑧独菴の『俗談』二巻の内、嗣法の論一段を摂州大道寺（摂津国西成郡北大道村）に告げて、削り去るべし（天桂・一線の思想的源流）。この独菴の『俗談』を根本とし、享保己亥年、独菴門下、瑞門・融仙なる二人が書（『叢林葉樹』）を著し「永平の戒法」と『広録』と『正法眼藏』を破し、面授・面稟を妄談と主張。故に京都二条の奉行所にて其版を焚毀される。

⑨天桂・一線は書物を作り宗旨を害し、奇怪の法を説き、本寺の家訓を守らず、一宗の法式を存せず、寛文三年・五年の御条目に違犯し、一師印証を昧し、公儀・録所を軽んじ、三國伝來の蔵本を破し、受戒をそしり、坐禪・安居の規矩をそ

しり、『正法眼藏』を添削す。

⑩「総管轄」

独菴・天桂・一線の三書によるときは、道元禪師の面授嗣法の宗旨は立たず。今日の曹洞宗の衰乱は天桂がその端を発す。公儀の條目を軌範として天桂・一線の邪書を滅板せんことを願奉る。

元文三年戊午七月 紀州名草郡——

重奉呈 関東御三役寺 御役局足下

最後の「5.願書別呈要領」は從来の主張を総括したものである。一線の代付肯定批判。天桂の『六祖壇經』改削・『正法眼藏』編輯論の否定・『正法眼藏』書き込み批判・『正法眼藏』講釈批判等が示されている。道鏞が最も危惧したのは卍山の一師印証・面授嗣法の宗義解釈に対して、上記⑨に「今日の曹洞宗の衰乱は天桂がその端を発す」と示される通り、天桂がはじめて批判を開始した点であろう。當時天桂は宗学者として有名であり、この批判を放置すれば、元禄十六年に官裁で決定された法度にも影響が出てくると考えたからである。

既に卍山系統と天桂系統との面授・嗣法觀の相違は岡田宜法著『日本禪籍史論』（上巻、五七八頁）や鏡島元隆著『道元禪師とその門流』（一〇八頁）において、卍山の形式主義、天桂の内容主義といった規定がされている。何故ならば、卍山

の面授觀は「其の人に面せざるときんば全くその人の法を得ることなし」（『道元禪師とその門流』六八頁）という経験的相見の主張であつたとされる。また一方の天桂の面授觀は「仏祖、真の面授は面と不面と対と不対と論ぜず、自己仏知見開發の時ある。是を仏々祖々面授正伝嗣法と謂う」（『授記・弁註』二三五頁）という超経験的相見の主張であり、両者の面授觀には経験と非経験との大きな相違があつた。

さらに、天桂の嗣法觀は上記に「自己仏知見開發の時」とある通り、悟りを必須条件としているのである。一方の卍山は「大凡嗣法の時節未だ必ずしも悟未悟を論せず」（『洞門衣枷集』（『正法眼藏蒐書大成』卷二十、六〇六頁）や「人をして面目悟り、箇々了ぜしむること能わず、但だ能く一師面授の正規に由らしむるのみ」（同上、六〇六頁）とあり、悟未悟を問わずに儀式を必須条件としている。ここに内容主義、形式主義との規定がされる要因があるのである。

当時、訴状提出自体大変な行為であり、道鏞も「最早貧僧永々在府托鉢之生涯も此節ニ至甚困窮難儀の仕合ニ御座候」（「1. 御奉行所江差上候道鏞願書写」とある如く非常に厳しい状況に身を置きながら切々と閔ニ刹や寺社奉行所へ訴え続けているのである。これらの点を念頭におきながら道鏞の訴状を読んだ場合、洞門の面授・嗣法論が如何に重要問題であつたか。また同時に両系統の嗣法觀の相違の大きさに改めて気

づくことができる。さらにこの両系統の大きく相違する面授・嗣法觀はその後如何に宗門に理解されてきたのか。洞門の形式性を重視する今日の状況からみれば、嗣法論も卍山系統の勝利で終着したようにも思えるが、今日の視点からもう一度検討すべき課題であろう。

おわりに

今回、卍山法孫である午庵道鏞の訴状を中心に、その主張を検討した。ただ問題が多岐にわたつており、一部の問題を除いて要点を列挙する程度の参究に止まつた。ただこの卍山側資料の他に、天桂側の陳述・反論資料が大阪陽松庵に残されている。今回検討整理した卍山側の訴訟資料の要点と天桂側の反論資料を比較検討すれば、両者の相違点もより明確になると思う。次の機会にこの問題を再び検討してみたい。

また天桂畢生の書といわれる『正法眼藏弁註』の参究は晚年に開始され、結局未完成に終わった。不完全な分だけ研究課題も多く残されている。たとえば天桂の『正法眼藏』編輯論等は義雲編輯の「六十巻本」に固執し、それ以前の「七十五巻本」の存在を無視したとし、対立者側から厳しく批判されているのである。これらの点を念頭におきながら道鏞の訴状を読んだ場合、洞門の面授・嗣法論が如何に重要問題であつたか。また同時に両系統の嗣法觀の相違の大きさに改めて気とも理解しておく必要があろう。『正法眼藏』は写本により伝

写されてきた関係上、本文に削除、増減が加えられ、真偽混交の『正法眼蔵』が存在するという疑問である。この真偽論は、今日の如く『正法眼蔵』は全て道元禅師の真撰と信じてゐる立場からは奇異に感じられるが、当時根強く存在していたのである。

天桂もこの真偽論を認める立場から、大胆な本文批評を開しているのである。今回の訴状にも天桂の『正法眼蔵』に対する書き入れ等が強く批判されているが、これも天桂独自の真偽論に基づくものであつた。この行為が道元禅師を冒瀆するという点から強く非難されたのは至極当然のことであるが、天桂の主張を知る上では貴重な書換えであり、削除であろうと思う。いずれこれらの細かい点も含めて天桂の『正法眼蔵』研究全体を検討してみたいと考えている。

註記

- (1) この「道鏹滅板願の裁断」とほぼ同内容の文書が「大本山總持寺所蔵(一一〇一四四)文書『總州葛飾郡關宿山王山東昌寺、報恩篇等絶版之件』」と題して『永平寺史』(下巻、一〇二九頁)にも紹介される。
- (2) 「道鏹滅板願の裁断」には「二月」の月日が有るのみで、年号がない。しかし午庵道鏹が寺社奉行へ提出した「滅板願」には元文四年(一七三九)の年号がある。故にこの「裁断」自体は元文四年以降に示されたものであろう。

(3) 当時の訴訟は横関著『江戸時代 洞門政要』(一八四〇一八九頁)の「寺社方訴訟人取扱之事」(享保六年)・「一宗法義に拘り候出入之儀に付諸宗本寺触頭江申渡候書付」(寛保元年)に見られるように、先ず録所・触頭・本寺が吟味裁決し、尚それで決着しない難しい訴訟問題のみを寺社奉行所が扱うことになっていた。ただ法義・法門等の内容に関する訴訟は一般的の訴訟と異なり裁決側も訴訟自体を出来るだけ取り上げない姿勢を示している。

(4) 「魔子」とは天桂系統の人々が道鏹を批判的に述べた言葉である。

(5) 「叢林薬樹」は石雲融仙の著した戒律論。独菴門下で同門の無闇瑞門(生没年不詳)が「後序」を書いている。本文は円山著『対客閑話』の全面的否定で、円山が禪戒の特殊性を強調したのに対し大乗菩薩戒を諸宗共通の戒律等と主張している。道鏹の訴状中の「享保己亥年、玄光門下、瑞門・融仙二人書ヲ著シ、永平ノ戒法ト、廣錄ト、正法眼蔵ヲ破シ、面授面稟ヲ妄談トス、故ニ京都二條ノ奉行所ニテ、其版ヲ焚毀セラル」「道鏹魔子嘗訴願」とする記述の内、特に傍線部分の「廣錄ト、正法眼蔵ヲ破シ、面授面稟ヲ妄談トス」は無闇瑞門の「後序」の主張を指している。

(6) その他の絶板例は嶺南秀恕著『日本洞上聯灯錄』(寛保二年・一七四二刊)が無届けの開板に依る罪で絶板させられている。関三刹よりの「絶板令」(延享三年・一七四六)に、「右(『日本洞上聯灯錄』)は宗旨法系筋に而容易に開板難成事、殊享保七

寅年御触も有之処、御奉行所江不相願並關三箇寺江茂無其断及板行候事不埒に付、於御奉行所板木焼捨被仰渡云々」（『洞門政要』九一三頁参照）とある。嶺南秀恕（一六七五）一七五二）は江戸青松寺二十世。

(7) 「京都二條ノ奉行所ニテ、其版ヲ焚毀セラル」とは京都町奉行所において版木が焼却処分されたことを意味する。正徳五年（一七一五）に幕府から諸宗寺院に出された触書（『洞門政要』一八三頁参照）に「五畿内近江丹波播磨此八箇国之分は向後御当地願等有之節は先京都に而相届其以後申出候様触下江通達可有之候」とある。これは幕府直轄領であった五畿内・近江・丹波・播磨の訴訟は先ず京都町奉行所へ届け出で、その後江戸へ申出るよう指示したもの。また吉川『国史大辞典』によれば、京都町奉行所の職務内容の一つに上記八カ国（ただし享保七年「一七二二」より山城・大和・近江・丹波四カ国を管轄し、他の四カ国は大阪町奉行所の管轄となつた）の社寺支配、公事訴訟の裁許があつたとされる。

(8) 万回一線は痴鈍者とも称し、天桂系統の学者として知られる。師承はその著『青鶴原夢語』の「跋」によれば丹波太寧寺十五世盧州全潮の下で出家得度。摂津淨春寺七世万苗幻如に嗣法。また天桂伝尊に参じたとされる。（以上小坂氏解題『青鶴原夢語』（『正法眼藏蒐書大成』二十卷、九二〇頁参照）。また鏡島元隆著『道元禪師とその門流』（一四一頁）に「一線の名は今日こそ宗門に殆ど知られていないが、当代に在つては一方の驍将であつた」と記される。著作として『証道歌直截』・『青鶴原夢

語』・『洞宗通翼』・『信心銘拈提事略』・『洞上古轍鐘甕聞解』等がある。

(9) 禅宗の嗣法相続には人法（法統）と伽藍法（寺統）という二つの嗣法觀がある。人法（法統）とは法が人を介在して人から人へと直接相続されるとする嗣法觀であり、伽藍法（寺統）とは法が伽藍を介在して伝達されるとする嗣法觀。特に本寺の開山法が伽藍を中心にして末寺・末派に至るとする伽藍法（寺統）は臨済宗の五山以外の禅宗寺院（林下）で行われてきた嗣法の慣習で、曹洞宗もこの伽藍法（寺統）を中心とした嗣法相続が中世以来の慣習であった。この二つの嗣法觀の背景には寺院の住持制度があつた。一流相承制（自派のみで寺院の世代相続を行いう制度）と十方住持制（広く十方から行解决相応の人を求める制度）の違いである。曹洞宗では中世以来、主に一流相承制が布かれ、他派の介在を許さず、開山の法系を相承することが義務づけられた。他派寺院へ移転の度にその寺の開山法を嗣ぐ事が求められ、ここに多師乱証の弊害を生じたのである。

(10) 曹洞宗では貞享三年（一六八六）に從来の伽藍法の慣例を認め、法制化を行つてゐる。貞享三年二月晦日 総寧寺・大中寺・龍穩寺の関三刹より江戸青松寺の触下へ出された「関東三箇寺副狀」の二箇条に次のように記される。

一、入院之披露は其本寺殊に僧録可相達、或入院開堂之砌、先可嗣法相続必不遲怠 難然遠国に本寺有之寺院は可任

先規云々。

一、致他山長老隠居有之は法脈寺共其隠居へ可返置也、隠居

無之時は本寺へ可相返、若本寺遠国に有之は同門歟又は他門成共近所之寺へ可願置、致他山長老後住不可致才覚事、右之捷並副状御公儀へ遂披露触廻之間於諸寺院貼在壁間而此旨堅可相守者也

(横関編『江戸時代洞門政要』二二〇頁)

最初の箇条を解釈すれば「入院の披露は本寺、特に録所へ披露する。入院開堂の時、まず嗣法相続する。遅れ怠つてはならない」となる。これは寺院に新たに晋住する時、本寺や僧録へ披露する事が先ず求められている。また「入院開堂」の際に、先住より嗣法相続する事が義務付けられている。また次の箇条には「他山する長老は隠居が生存中であれば、法脈と寺を隠居へ返却する。隠居のいない場合はその寺の本寺へ返却する。もし本寺が遠国の場合は同門か近所の他門の寺院へ返却する」とある。これは他派の寺院へ転住する場合、法脈及び伽藍を隠居や本寺へ返却することが求められているのである。尚この貞享三年度の「伽藍法の法制化」問題は拙稿「江戸期における洞門嗣法制度」(『宗学研究』第三十五号)で触れた。

(11) 宗統復古運動における「宗統」の語句について、岡田著『日本禪籍史論』(上巻、三七〇頁)は「宗門法統の意味であつて、法統とは嗣法相続上に於ける一師印証による伝統相承の意味である」と解説。一方『禪学大辞典』では「宗派の系統」と説明する。諸橋著『大漢和辞典』では「後漢書、光武帝紀」を引用し、一般社会における「宗統」(そうとう)を「本家の系統、嫡流」と解説。

(12) 江戸期曹洞宗学の中心テーマは「嗣法論」(岡田著『正法眼藏思想体系』卷八、五三頁以下参照)と言われるが、これら嗣法問題を中心とした当時の宗学は一括りに「江戸宗学」とも呼ばれる。

(13) 鏡島著『道元禅師とその門流』(八六頁)は「両者(円山と天桂)の抗争は全く一師印証・面授嗣法を繞つて展開せられるのであるが、両者何れも道元禅師の真精神を一師印証・面授嗣法において捉えることに異なることはない。さて然らば何故に両者何れも道元禅師を宗祖と仰ぎ、何れも道元禅師の真精神をもつて任じながら、かく同一概念である一師印証・面授嗣法の理解において、激烈な歴史的相剋を示さざるを得なかつたか」と述べ、天桂と円山の対立は「師資面授・一師印証」の嗣法論を廻つて展開されたとした。

(14) この円山と天桂の嗣法觀の相違は岡田宜法著『日本禪籍史論』(上巻、五七八頁)が天桂の本質論、円山の形式論と規定した。また鏡島著『道元禅師とその門流』(一〇八頁)は天桂の内容主義、円山の形式主義と規定している。尚拙稿「天桂の嗣法觀」(一八七〇八頁『宗学研究』第三十六号、平成六年)で、この両者の形式論・本質論に触れた。

(15) 鏡島元隆著『道元禅師とその門流』(八六頁参照)。また天桂の『正法眼藏』研究の動機等について、拙稿「天桂と『正法眼藏』について」(『宗学研究』第三十三号)・同「天桂伝尊の『正法眼藏』研究」(『宗学研究所紀要』第四号)で検討した。

(16) 「正法眼藏弁註」は明治十四年(一八八一)、に龍水書写本

を底本として刊行された。ただし当時の宗門内の卍山系統等に配慮し、「自讚毀他ニ類ス語、讒謗の嫌疑アル語、他の榮譽ヲ損スルニ幾キノ語、衆議ニ依テ除之」とする基本的立場から過激な批判文等を削除の上漸く刊行されたのである。以上『正法眼藏弁註』（『正法眼藏蒐書大成』卷十五、「例言」一頁参照）

(17) 元禄十六年以後に天桂が初めて一師印証・面授嗣法に批判を加えたとの主張は「洞宗の衰乱、今日に有ること、天桂その端を發せり」「5.願書別呈要領」にも見られる。

(18) 「正法眼藏弁解」にも「（関三刹）より普く洞門諸山に告げて曰く、『永平書庫に正法眼藏の真本あり、之を写し之を受用せよ』と。擬欽し之を求めるに、則ち世の流行流布写誤の本と會て差異なし」（永久編『正法眼藏註解新集』一三一〇一頁）とある。天桂は永平寺本も真本にあらずと主張。

(19) 永久岳水著『正法眼藏著述史の研究』（五三九頁）は「正法眼藏弁註目録」の篇次において、第二十一授記、第二十二面授、第二十三嗣書とあり、「六十卷本」に無い「面授卷」・「嗣書卷」が遺篇ではなく、本集部分に編入されている点を問題としている。永久氏は「両巻は真偽混合するという見地から、また六十巻正法眼藏を証本とする立場からも、本集より格下げをして編集するのが適当であろうかと思われる」と述べ、遺篇に編入すべきとしている。ただ上記「正法眼藏弁註目録」の本集は第一現成公案から第六十二帰依二宝までであり、これに遺篇が第一大悟から第十六三十七品までである。合計七十八巻となり、天桂の主張する道元禪師の真語七十八巻（『調絃』に記述）とは

数字的に一致している。本集部分が二巻増加したのは第二十一授記と室中関係で密接な第二十二面授・第二十三嗣書を便宜上追加したからであろう。この点について（駒大図書—永久文庫六一〇一一〇）の『面授卷・弁註』の冒頭に次のような注が挿入されている。「蓋し雲禪師輯錄する所は六十篇に止まる。而して之に外れる者若干篇あり。之を拾遺に属すと雖も而も面嗣両篇は授記に齊しく、俱に是れ宗門堂奥の事なり。故に今授記篇に附列して之を弁じ之を注するものなり」（原漢文）。これによれば面授・嗣書両巻は拾遺に属するが便宜上授記卷と併記する。ある。

(20) 『曹洞宗全書』「解題・索引」・『禪学大辞典』等参照。

(21) 尚、河村孝道著『正法眼藏の成立史的研究』（十三一〇十五頁）は巻数上より『正法眼藏』賛写本を次の六種類に分類している。一、単独七十五巻本、七十五巻本系統。二、単独六十巻本、六十巻本系統。三、十二巻本。四、二十八巻本。五、八十九巻本、八十九巻本系統。六、九十五巻本。上記の六種類に分けた上で、「さらにこれは七十五巻本・十二巻本・六十巻本・九十五巻本に整理され、究極的には七十五巻か六十巻（＝十一巻）へと帰納する云々」（同上、十三頁）と述べている。つまり写本群を道元禪師の著述・編成の原初形態に還元してみると「結局する処は、①七十五巻を主軸とした付加分、②六十巻を主軸とした付加分、③新草十二巻本、④以上の三系統の列次編成を解体した新たな再編輯本という四類型を出るものではないと思っている」（同上、十四頁）と主張している。

る。ただ④再編輯本は江戸期宗統復古運動以後に多く見られる型とし、撰述年代中心の編輯（円山・晃全・玄透）・独自な意図による編輯（『参註』）・無作為に蒐集編輯したもの等を挙げ、これらは道元禅師の編輯の意図や編輯論に反するとしている。そして多くの異本群は七十五巻本・十二巻本を正本と捉え、この両者（八十七巻）の線上に、各編輯本における拾遺・付加の巻々を見るべきと述べている。

(22) 永久岳水著『正法眼蔵著述史の研究』「正法眼蔵真偽論」

(五〇七) 五四三頁) 参照。

(23) この父幼老卵の懷辨禪師七十五巻本編輯説は『正法眼蔵那一宝』（『正法眼蔵蒐書大成』卷十六、七頁）に示される。尚、鏡島元隆著『道元禪師とその門流』（一三七頁）及び河村孝道著『正法眼蔵の成立史的研究』（二五頁）に紹介されている。

(24) 河村孝道著『正法眼蔵の成立史的研究』（二〇一二二一頁）は義雲禪師の「六十巻本」編輯説に疑問を呈示し、編輯を懷辨の時点にまで遡らせて考えるべきとしている。懷辨が健治元年（一二七五）の先師（道元禪師）二十三回忌を期して六十巻の贍写蒐集作業・整備を始めたとし、この作業は義雲に受け継がれ、義雲が『正法眼蔵』参究所見を各品目毎に頌と著語の形で付して『正法眼蔵』と共に永平寺に常什として納めたと推測されている。義雲以前に懷辨によって六十巻本の編輯が開始されたと主張されているのである。

(25) 大陽・投子の代付の証拠として一線は『青鶴原夢語』の

中で『投子語録』を呈示した。この『投子語録』は享保年間の重刻で、隱之道顯（一六六三～一七二九）の後序が付せられている。ところが鏡島元隆著『道元禪師とその門流』（一四三頁）が解説するように、この証拠呈示には一線の深慮があつたとされる。何故ならば代付説が示されたこの『投子語録』に後序を付した隱之道顯は円山の資であつたからである。一方圓山著『洞上金剛杵』（一七四一刊）は末尾に「投子語評」を載せ「案するに、投子青祖語録は二版あり。曰く新。曰く故。共に是れ僕人の賛選なり。支那の編集に非ず。故版は且らく置く。今新版を評するに、謂わく是れ専ら面授正統を昧却し代付剽掠を立せんと欲するが為の所撰なり云々」（『曹洞宗全書』注解三、六一八頁）と批判している。